主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

一、 抗告申立の趣旨及び理由は別紙記載の通りで、これに対する当裁判所の判断は左記の通りである。

四、本件不動産競買手続は、前記二に説示の通り、競売期日の前日適法に取下によつて終了しているから、原裁判所が保証取消の決定をなしたのは相当といわねばならない。もつとも原裁判所は民事訴訟法第百十五条第二、三項の規定も準用されるものとの見解の下に、同条第三項所定の催告をなしているけれども、右は無用の手続を採つただけのことで、これがため原決定を取消、変更するの事由となすを得ない。

が、抗告人は債権者を被告とし、昭和二十八年一月二十三日主張の如き訴を提起したというけれども、その旨の証明がないばかりでなく、仮りに本件保証の取消について、同法第百十五条第二、三項の準用があるとしても、原裁判所は昭和二十七年十二月二十六日附催告書をもつて、同催告書送達の日から十日内に権利を行使して、その旨届出るよう催告し、該書面は同年同月二十八日抗告人に送達されているに、記録上明らかであるから、抗告人は遅くとも昭和二十八年一月七日までによるは、記録上明らかであるから、抗告人は遅くとも昭和二十八年一月七日までにが、たまを提起しては支払命令を申立て、その旨を証明すべきであるにかかわらず、大部でも入の主張によるも、右期間経過後の同月二十三日漸く訴を提起したというであるから(前記の通り果して訴を提起したのであるか、又訴を提起したとしても、あの行使として相当の訴であるかについては、なにらの証拠も存しない)、右訴の

提起をもつて保証取消を阻止し得べきかぎりでない。 よつて本件抗告を棄却し抗告費用につき民事訴訟法第八十九条を適用し主文の通 り決定する。 (裁判長裁判官 桑原国朝 裁判官 二階信一 裁判官 秦亘)